

事務連絡

令和5年7月3日

各施術管理者 御中

愛媛県保健福祉部医療保険課  
愛媛県国民健康保険団体連合会

第三者行為に係る柔道整復施術療養費支給申請書の負傷原因欄の  
記載について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、負傷の原因が交通事故などの第三者行為による場合は、柔道整復施術療養費支給申請書の負傷原因欄に「第三者行為による」の表示を行うことが厚生労働省の柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領により義務付けられております。

施術所において、柔道整復施術療養費支給申請書の負傷原因欄に「第三者行為による」等の原因を記載いただくことは、各保険者が第三者行為の有無を把握する重要な契機となります。

つきましては、柔道整復施術療養費支給申請書提出時には、別紙注意事項を御確認の上、負傷原因欄及び事故分に係る施術金額の記載等について御協力くださいますようお願いいたします。

（文書取扱）

愛媛県保健福祉部

医療保険課 国保係

TEL 089-912-2435

愛媛県国民健康保険団体連合会

業務支援課 損害賠償求償室

TEL 089-968-8853